

令和8年度 第3回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和8年6月10日（水）午後3時～

2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 8名

1番	小松崎 秀昭 君	2番	吉田 典子 君
2番	浅野 周一 君	3番	細田 展之 君
3番	飯塚 尚志 君	4番	寺田 清 君
4番	山崎 翔子 君	5番	吉田 誠 君
5番	大塚 芳夫 君	6番	糸賀 稔 君
6番	吉田 修夫 君	7番	本間 保 君
7番	飯村 正弘 君	8番	諏訪原 昌子 君
8番	島田 辰男 君	9番	塚原 努 君
9番	柳 生利 幸 君		

4. 欠席委員：3名 農業委員 横張 清彦 君
最適化推進委員 飯野 利明 君
秋葉 政男 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名
第2

議案第12号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第13号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
議案第15号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
議案第16号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について（取下げ）
議案第17号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
議案第18号 農用地利用集積等促進計画（案）機構・受け手間契約の決定について
報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第12号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
報告第13号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
報告第14号 農地法第18条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
報告第15号 非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長	小松澤 智 君
農業委員会事務局	関山 学 君
農業委員会事務局	酒井 健伍 君
農業委員会事務局	大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。会長欠席のため第16条の規定により代理者である吉田委員がその職務を代理する。

議長： 本日の出席農業委員9名、出席推進委員8名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、2番浅野委員・3番飯塚委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第12号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第12号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案の説明に入る前に議案第16号農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について願出人より取り下げがありましたため無くなりました。取り下げの理由としましては申請の際の添付書類が揃わなかったためです。

議案第12号農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について今回は5件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、大字吉原地内の畑2筆、面積〇〇㎡。農振農用地外の農地です。申請人は先月の第2回定例総会にて買受適格証明を発行した人で、申請地についてもその際の願い出地であった農地になります。今回、競売物件の任意売買をするにあたり、農地法第3条の許可が必要となることから申請されたものです。所有権移転の売買です。譲受人の年齢は〇〇歳と〇〇歳。職業は会社代表及び会社員。農業従事者は本人のみ。農作業従事期間は180日。作付予定作物はスギとキノコです。農業用機械も保有しております。譲受人は、経営規模拡大のため申請に至っており、売買実施後、農業法人への移転を考えています

次に整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字福田地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。贈与による所有権移転です。譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人と妻。農作業従事期間は、本人250日、妻180日。作付予定作物はシイタケです。農業用機械は父のものを共同で使います。

譲受人は営農規模拡大の意向があり、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号3番についてご説明いたします。

申請地は大字荒川本郷地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人。農業従事日数は170日。作付け予定作物はじゃがいもです。譲受人は営農規模拡大の意向があり、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号4番についてご説明いたします。

申請地は大字大形地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。所有権移転の売買です。譲受人の年齢〇〇歳。職業は会社役員兼農業です。農業従事者は本人と妻です。農業従事日数は本人150日、妻160日。作付け予定作物は柿です。農業用機械も保有しております。譲受人は営農規模拡大の意向があり、本申請に至ったとのことです。

次に整理番号5番についてご説明いたします。

申請地は大字大形地内の畑 1 筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。所有権移転の売買です。譲受人は整理番号 4 番と同じとなります。譲受人は営農規模拡大の意向があり、本申請に至ったとのことでした。

以上 5 案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する項目を確認しましたが、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番 2 番を飯塚委員、整理番号 3 番を飯村委員、整理番号 4 番 5 番を島田委員お願ひ致します。

3 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。

現地調査を行った結果、先月の買受適格証明で許可をいただいた件でひたちなかの方が対象の内容です。本申請については譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

整理番号 2 番について報告します。整理番号の 2 番は事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で管理は適正に行われています。境界についても問題なく。周辺の農地への影響も特に見受けられませんでした。譲受人がすでに耕作中の農地ですので本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

7 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号 3 番については、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく。周辺の農地への影響も特に見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

8 番： 整理番号 4 番、5 番については、事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく。周辺の農地への影響も特に見受けられませんでした。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請は許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 5 番でご質問等ありますか。

9 番： 1 番の案件は建物とかはあのままでいいということですか。

事務局： 取得後に是正することになっています。

5 番： 整理番号 2 番は畑だが、しいたけであっているのか。

事務局： 権利取得後しいたけをやることになっています。

議 長： その他ありませんか。（質問なし）

これより議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 続いて、議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、2 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号 1 番についてご説明いたします。

申請地は大字大形地内の畑 2 筆、面積〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha 未

満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、代替性がないことを確認しています。

申請地は令和5年度5月総会において一時転用の許可を受けている案件であり、今回、恒久転用として申請してきた案件になります。

申請人は以前、違反転用の是正指導を受けた者であることから、事前に事務局で現地調査を実施しており、違反転用の是正については確認が取れています。

申請人は輸出業を営んでおり、資材置き場として利用する計画となっています。造成計画は、盛土、切土等はせず、現状のまま利用します。雨水排水は自然流下となります。

続いて整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字小池地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農地区分は、農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断いたしました。不許可の例外については、農振農用地利用計画指定用途の農業用施設となっております。

申請地はすでに農業用倉庫として使用されており、追認案件となることから始末書も添付されております。

計画内容は木造平家建、盛土及び切土等はせず現状のまま利用し、雨水は自然流下です。

資金計画は自己資金により賄います。

他法令については、文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

以上2件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を島田委員、2番を大塚委員お願い致します。

1番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で管理は適正に行われていました。隣地境界や土地利用計画内容からも問題なく、周辺の農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

5番： 整理番号2番について報告します。整理番号2番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は既に農業用倉庫として使用されており年月が経過していると思われます。当時所有者が農転の手続きを忘れてしまったとのことで今回始末書も添付されていることから許可はやむを得ないと思われます。隣地境界については問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。譲受人が本申請値取得後も適正に管理することが見込まれますので本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長： これより質疑に入ります。

(質問なし。)

整理番号1番2番について賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請書について>

今回は、1件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

本件は令和 8 年度 4 月総会で許可された案件ですが、銀行からの融資の関係で、申請者を変更する必要があるため、今回申請がありました。譲受人が夫から夫婦の共有名義に変更になりました。

申請地は、大字阿見地内の畑 1 筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、第 3 種農地に該当しないので第 2 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造 2 階建て、建築面積 94.40 ㎡。造成計画は、盛土及び切土等を行いません。給水は公共上水道。雨水は自然流下、污水雑排水は合併浄化槽処理後発散槽で発散させます。資金は、住宅ローンを利用することになっていますが、利用計画については当初の予定から変更はありません。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を小松崎委員お願い致します。
1 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は管理休耕中の農地で管理は適正に行われていました。隣地境界や土地利用計画内容からも周辺の農地への影響もありませんでした。この農地は 4 月の総会で出たものですが銀行の関係で申請し直しになりました。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これより質疑に入ります。
(質問なし)
整理番号 1 番 2 番について賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 15 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 15 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、1 件の願い出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願い出地は大字荒川本郷地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。現地は自動車整備工場と地続きにあり、自動車整備工場用の車両置き場として 20 年以上使用されています。国土地理院の航空写真からも平成 16 年 11 月時点で、既に車両置き場として使用されていることが確認できました。また、固定資産税も雑種地で、すでに課税されています。ただし、現地は砂利敷の車両置き場となっており、置いてある車両についてもナンバー付きの自車走行が可能であると思料される車両が大半を占めている状況にありました。願い出人は、現況に即した地目に是正をするため、本願い出に至ったとのこと。簡単ですが説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を飯村委員お願いいたします。

- 7 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。願
い出地は現在自動車整備工場の車両置き場として使われておりますが、砂利敷きであ
ることおよび車両について容易に動かせることから農地に復元できることから農地に
復元することが困難とは言えず、また申請地を農地に復元しても継続して利用するこ
とが困難であるとまでは言えないと思いますので本申請については、非農地証明の発
行は妥当ではないと判断します。
- 議 長： これより質疑に入ります。
- 5 番： 今回の現況確認証明について発行は妥当ではないということによろしいですか。
- 7 番： 妥当ではないと思われます。
- 事 務 局： 今回非農地証明が発行されないということであれば、今後は 5 条の許可申請での対
応ということになります。
- 5 番： これ〇〇㎡ありますが全体に砂利が敷いてあるんですか。
- 事 務 局： そうです。全体にあります。
- 5 番： 申請者はその辺りはわからなかったんですかね。農地にもかかわらず許可を得ない
で砂利敷いてしまったことについては、分からなかったということなのか。
- 事 務 局： 今回土地所有者は県外の方なんですが、相続したが、遠方により管理ができないた
め、今後はおそらく非農地にしてから所有権移転をするのが目的だと思われます。
- 所有者というよりは自動車整備工場の方で使われているので、自動車整備工場の方
が農地法のことを知っていたかまでは分からないのですが、現況は違反転用して使わ
れていました。20 年以上使用していたので、非農地証明を発行してほしいというこ
とで申請が上がってきましたので、今回受け付けをしています。ただ委員が調査に行く前
に事務局でも下見を行っています。非農地証明の発行については、基本的に山林化し
ているものあるいは違反転用の是正指導を受けていないものに限りませんが、基礎のあ
る建物等が建ってしまってから 20 年以上経過しているもの。これが、基本的に非農地
証明を発行する要件になっています。あとは、例えば面積があまりにも小さすぎると
かや、形が複雑などの理由から、仮に農地に復元したとしても営農を継続することが
困難であると判断できるもの、こういうものについても非農地証明の対象になるので
すが、今回の件については非農地証明発行の要件に当たらず、発行は難しいと感じた
ので、代理人にはその旨を説明しています。県の手引き上、非農地証明の発行要件に
当たらないけれども、それでも総会に諮って委員さんの判断を仰ぎたいとの代理人か
らの申し出がありましたので、総会に上げさせていただいたところになります。
- 議 長： これより、議案第 15 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）採決をいた
します。本案について非農地証明を発行しないことに賛成の農業委員は挙手をお願い
します。賛成多数と認めます。よって本案は、現況確認証明の発行を承認しないこと
に決定いたします。

**<議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の
決定について>**

- 議 長： 続いて、議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用
集積等促進計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。
- 事 務 局： 今回は 11 件の計画となります。
- 整理番号 1 番から 11 番、地目は田で 7 筆〇〇㎡ 畑で 6 筆、〇〇㎡貸し手 12 名（共
有 1 件あり）、担い手は 5 名、法人 2 社となっております。詳細についてはお読み取り
ください。簡単ですが説明は以上です。

議長： これより質疑に入ります。(質問等なし)
これより、議案第 17 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

<議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する規定による農用地利用集積等促進計画(案) 機構・受け手間契約の決定について>

事務局： 農地中間管理事業の再転貸になります。
整理番号1番2番、地目は畑で18筆〇〇㎡
詳細については資料に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。簡単ですが、説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長： これより質疑に入ります。(質問等なし)
これより、議案第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。(案)を消してください。

<報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
事務局： 報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について2件です。
報告第12号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について1件です。
報告第13号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について7件です。
報告第14号 農地法第18条の規定による通知書の受理について1件となります。
報告第15号 非農地判断について大形地内1件となっております。

議長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事務局： その他(事務連絡)

① 現地調査及び総会の予定

7月現地調査 7月 8日(水) 当番委員 4番 山崎委員
当番委員 5番 大塚委員

7月定例総会 7月10日(金) 午後2時 総会前に利用状況調査の説明を実施
場所：全員協議会室

現地調査ですが、現在会長・当番委員の2名には現地調査の資料を全てタブレットのメールに送っています。

国県市町村農業者施策意見要望書について

② 全国農業新聞普及推進申し合わせ決議について

③ 農業体験日程 6/22(月)、農福連携 6/29(月)について

④ 農業者年金推進部長の推薦について

⑤ 当面の予定について

6月18日 茨城農業委員会女性協議会第一回役員会

6月22日 じゃがいも掘り

6月29日 農福連携のじゃがいも掘り

6月30日 第169回県農業会議通常総会

7月2日 農業再生協議会

7月8日 現地調査

その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、以上をもちまして第2回定例総会を終了とさせていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時44分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印